

令和3年第17回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年9月3日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 高 柳 誠
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第71号 自己情報の外部提供の中止請求に応じられないとする決定処分に係る審査請求について
(2) 議案第72号 令和3年度教育関係予算案(補正第2号)に関する意見について

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
① 令和2年度歳入歳出決算について
② 区立小中学校の9月1日からの授業時間短縮等について
③ 区立小中学校の移動教室および修学旅行の延期について
④ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午後 0時23分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信

同	教育指導課長	谷	口	雄	磨
同	副参事	山	本	浩	司
同	学校教育支援センター所長	小	野	弥	生
同	光が丘図書館長	清	水	優	子
こども家庭部長		小	暮	文	夫
こども家庭部子育て支援課長		山	根	由	美子
同	こども施策企画課長	柳	下		栄
同	保育課長	清	水	輝	一
同	保育計画調整課長	吉	川	圭	一
同	青少年課長	石	原	清	年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	橋	本	健	太

教育長

ただいまから令和3年第17回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が1名いらっしゃっている。
それでは、案件に沿って説明させていただく。
本日の案件は、議案2件、協議2件、教育長報告3件である。
まず、本日の会議の進め方についてお諮りする。
本日の案件のうち、議案第71号については、個人に関する情報が審議内容に含まれているため、個人情報保護のため非公開として報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(2) 議案第72号 令和3年度教育関係予算案（補正第2号）に関する意見について

教育長

それでは、議案第72号の審議を行う。
議案第72号、令和3年度教育関係予算案（補正第2号）に関する意見について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
ただいまの資料の説明について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員

資料2-2の(1)①で、児童生徒用タブレットパソコンを追加調達するための費用と記載があるが、これは、当初予算を組んだ段階からさらに人数が増えたということか。

教育施策課長

さきにご説明申し上げたが、毎年5月1日で児童生徒数が確定する。その前に東京都の推計値を参考にしながら予算の計上をしている。今年度に入り子供たちの人数が一定程度確定した。そして、更に令和4年度に向けてこれぐらい増えるだろうという見込みを立てて予算計上することが必要である。令和2年度のうちに、令和4年度にこれぐらい増えるだろうという推測はなかなか難しいため、必要な予備数などを含めて、今年度

のうちに調達をするために、令和3年度補正予算で計上させていただいている。

仲山委員

通信料なども込みということか。

教育施策課長

物を借り上げるリース料金、通信料、そして保守委託、そういったものを1つのセットにして計上させていただいている。

教育長

私からも伺います。

資料2-2の7ページの(1)が9,507万円となっているが、3ページの上段のところ、学校教育総務費の2、学校情報化推進経費の部分では4,133万円とある。その部分との関係をご説明いただけないか。

教育施策課長

3ページをお開きいただいて、一番上の学校教育総務費の2、学校情報化推進経費である。この中で、今申し上げたタブレットに係る経費というものは、1) ネットワーク基盤整備費の回線使用料である。2) 教育システム運用経費の教育ICT機器設置等委託料はタブレットを設定するための事業者の委託料である。その下が、電算機賃借料ということで、タブレットのリース分である。それ以外にも、例えば、(1) 教育ネットワーク経費の1) 校内LAN撤去委託料、さらに、2) 電算機解約料の2つに関しては、今後児童生徒数が増え、普通教室を増やさなければならないとなった場合に、パソコン教室のものを撤去して、普通教室にする工事を入れていくということである。そういったもろもろの経費を積み上げたものが7ページの(1) 児童生徒数および学級数の増加対応に伴う経費ということでまとめさせていただいているものである。

教育長

そうすると、7ページの9,507万円の中で、パソコンやICT関係の経費は、3ページに書いてある4,133万円である。それから、4,133万円と言っても、全て新規で、例えば調達するといった経費ではなく、例えば校内LANの撤去であるとか電算機の解約料が、合わせると2,200万円程ある。そういった経費も含めて4,133万円であるから、実際にタブレットパソコンの増に関する経費は、約2,000万円相当と理解してよろしいか。

教育施策課長

おっしゃるとおりである。

そして、さらに7ページの(1)、①は今申し上げたタブレットパソコンの話である。②は、例えば机が増える分、③は、先ほど申し上げた普通教室に転用するための経費、また、備品を購入する分ということで、関連する経費をまとめさせていただいている。

教育総務課長

7ページの(1)には①から④までである。まず、①の金額が4,133万4,000円になる。②の金額が、1,829万7,000円、③はパソコン教室や特別教室を普通教室に転用するための経費であり、1,300万円、④の給食用消耗品や調理用備品を購入するための経費は2,243万9,000円で、合計の金額になるものである。

以上である。

教育長

今回の補正予算については、特に新型コロナウイルス感染症に関する対応についての経費があることと、一方で、当初予算では見込めなかった、学級増等に対するフォローをするための経費がある。また、補正予算を計上する中で、区内事業者に対して受注の機会を増やすため、中小企業活性化を予算として盛り込み、併せて学校教育、こども施策の充実を図っていくといった趣旨を複合して予算が計上されているということをご理解をいただきたいと思う。

ほかにあるか。

高柳委員

7ページの(1)③パソコン室や特別教室を普通教室に転用するための経費について質問である。新年度から始まっている35人学級をこれから年次計画で増やしていくが、来年は3年生が35人学級になるという学級増を見越して普通教室に転用する経費も入っているのか。また、新型コロナウイルス感染防止対策の実施に伴う経費について質問である。感染症対策用の物品を購入するためということで購入は当然であり、重要なことだと思うが、具体的に、主なものではどのようなものがあるのか。消毒液等、考えられるものはあるが、その他あれば教えてほしい。

以上である。

教育長

35人学級に関するご質問について、まず最初にお答えいただきたいと思う。

学校施設課長

(1)③のパソコン室や特別教室の転用についてである。高柳委員がおっしゃるように、35人学級への対応で、来年度小学校3年生が35人学級になるので、そのために今年度中に教室を用意しなければいけないということが大体分かってきており、そのための対応ということになる。

当初予算に見込めていない理由についてであるが、この35人学級の実施が決まったのが昨年冬以降であり、当初予算編成後に決まったことであるので、このタイミングで補正予算を計上させていただくというものである。

以上である。

教育長

次の、新型コロナウイルス感染防止対策について説明をお願いする。

保健給食課長

新型コロナウイルス感染防止対策の具体的な物品であるが、先ほどお話をいただいたように、消毒液等、そうしたものについてはこれからも相変わらず、当然のことながら必要になってくるので、そうしたものの補填という意味もある。また、先ほどもお話があった補助金の関係で、都の補助金等を使用可能な範囲が、時間がたつにつれて広がってきている。そうした中で、例えばそれぞれの学校で空気清浄機や、加湿器、あるいは、少し話が離れるのかもしれないが、密を避けるためのテントの購入等、割と幅広く使えるようになってきた。そうしたものを各学校の事情に合わせて学校配当予算でお渡しするというを考えている。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

よろしいか。

坂口委員

本当に補正予算というものは大事であり、樹木が倒れたなどという事故があれば、当然、こういう費用を補填して全部点検の必要があるというのは非常によく分かる。

私が伺いたいのは、(7)中学生海外派遣事業に伴う経費についてである。中学生が非常に楽しみにしているが、昨年度は、準備していて途中で断念したことがあった。ここに補正予算ということで計上されているということは、令和4年度は実施したいという方針でおられるのか。

教育指導課長

来年度、新型コロナウイルスが収束しているかどうか見込みが見えないところも多分にあるが、令和4年度海外派遣については現段階から計画を立てて、できることを願って予算立てはしている。

坂口委員

本当に、1番楽しみにしており、それを我慢しなければならなかった先輩たちの思いもたくさんあると思うので、ぜひなくならずに実現ができることを私も願っている。よろしく願います。

教育長

海外派遣の経費は従来は、行う年度の予算に計上していた。そのため、予算はその年

度の4月からしか使えなかった。ただ、7月には渡航してしまい、どうしても準備期間、そして相手方に対する手配に関する経費が必要になってくるため、十数年前からか、事前に、まず手配するための経費を前年度の予算で計上することとした。実際に行くときの経費については、その年度の予算で計上するということである。

来年はぜひともオーストラリアと日本のお互いの状況が良くなればよいというような状況を踏まえて、今回、補正予算として渡航費の経費を計上した次第である。

ほかにはないか。

仲山委員

児童生徒用タブレットパソコンの追加調達についてであるが、これはもう使える状態になっているのだろうか。

教育施策課長

補正予算の審議を経て、予算配当後に、その実際のタブレットのリース機械を調達する。もくろみとしては、1月ぐらいから使えるように準備をすることで考えている。

仲山委員

では仮に、例えばであるけれども、オンラインで全ての生徒に対応することは、現時点ではできないという状況であるか。

教育施策課長

現在、今いらっしゃるお子さん方には、1人1台のタブレット端末を既に手配しているので、調達するのは令和4年度に向けてということで、あらかじめ準備をするための調達、補正予算ということになってくる。

仲山委員

ありがとう。

教育長

よろしいか。

ほかにはないか。

それでは、本議案については承認ということでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、本議案については承認とさせていただきます。

(2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

それでは、次に、協議案件である。協議（２）令和３年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

前回の委員会において、委員の皆様方から、評価する事業の項目に漏れがあるのではないかなどご意見をいただき、また、理事者のほうからは、レベル感を統一させてもらいたいという提案があり、今回持ち越しとなったものである。修正がされているので、本件の資料のご説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。

それでは、前回から修正が加えられているが、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思う。

高柳委員

いろいろ検討していただきありがとうございます。

目を通したところ、先日ご提案があったように、大綱に沿ってレベル感を統一したものにしており、私が前回指摘したところなども、文言等修正いただき、本当に大綱や目的に沿って点検項目があり、随分分かりやすくなったと思う。私はこれでよいと思う。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほかはないか。

坂口委員

非常に分かりやすくなっている。それで、例えばであるが、子育て分野の３ 子どもの居場所と成長環境の充実の②児童館機能の充実、１）乳幼児親子向けの児童館機能の充実については、児童館を午前中は乳幼児の親子に開放することを私も承知しているし、分かる。２）中高生の居場所づくり事業の充実は、実際にこの取組期間にどのような取組を行っていたのかについて、どういうプログラムが実際に行われており、どのようなことを行い、どの企画の参加数が多かったなど、具体例は、どこで私たちは知ればいいのか。

教育総務課長

今回、前回に引き続き取組項目を決めていただきたいと思います。前回の資料の後ろのほうにあった内容になるけれども、この後、点検・評価表の具体的な事業の内容等を記載していくので、それで確認をしながら点検・評価を進めていただければと思う。よろし

く願います。

坂口委員

分かった。それでは、これに事業内容等をより詳しく書いた資料が加わるということだね。この項目だけでなかなか評価はできないので、願います。お待ちしている。

教育長

ありがとう。

この大項目、中項目を定めて、その後、事務局のほうで各事業についての実施状況や、今後の展開や、予算的な部分を肉づけして、お諮りをさせていただくことになるかと思う。

それからの作業もあるので、もしこれでご異存がないようであれば、ひとまずこの肉づけをすることの着手をさせていただきたいと思う。もしそこで不都合が生じるようであれば、またその時点でご意見を頂戴できればと思う。

点検・評価は結構長丁場になる協議事項であるため、そのような形でよろしいか。

坂口委員

承知した。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。今後の教育委員会において、実際の細部にわたる内容について、またご提案させていただいて、協議をお願いしたいと思う。

よろしいか。

委員一同

はい。

(1) 教育長報告

- ① 令和2年度歳入歳出決算について
- ② 区立小中学校の9月1日からの授業時間短縮等について
- ③ 区立小中学校の移動教室および修学旅行の延期について

教育長

それでは、次、教育長報告である。本件は、本日は3件ある。

それでは、報告事項①について説明を願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

数字の羅列でなかなかご不明な点もあるかと思うが、ひとまずここで、3ページまでの間の決算について、何かご質問・ご指摘等があったらお願いしたい。

今回の予算については、どうしても新型コロナウイルス感染症により中止・延期等をせざるを得なかった事業や工事等がある。そういった意味で、通常のケースとは違い、残額が生じてしまっているものがある。また、先ほど教育総務課長からもお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症に限らず、初めから1年では完遂できないものについては繰越明許して、翌年もやるといものがあるが、突発的な事象によって急遽やはり当該年度では終了しないと、事後的に分かったものについては事故繰越という記載をさせていただいている。

執行率も様々であるが、この3ページまでの間に何かあるか。

仲山委員

この執行率に関しては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、その前とは状況が違うと思うが、率に大きな変化はあったか。

教育総務課長

ただいまの資料の1ページ目に戻るが、下段の(2)教育関係費の内訳で執行率と記載があり、教育費が95.2%と記載している。前年度はどうだったかという、95.7%である。こども家庭費は95.5%と記載があるが、昨年度は97.6%であったので、全体の執行率についてはさほど変わらないところである。

教育長

よろしいか。

ほかにあるか。

それでは、ひとまず5ページ以降を進めさせていただき、また振り返りでご質問が出るようであれば、そのときはまたよろしく願います。

それでは、こども家庭部所管の内容について、各課長からご説明をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長 他

資料に基づき説明

教育長

それでは、ここまでで、一旦区切らせていただきたいと思います。

先ほど、1ページから3ページまでの決算額を表としてご提供したが、その決算額の中で、特に主要な事業と思われるものを切り取って、その事業の概要や、実際の経費の執行状況、事業の実績等をお示ししたのが5ページ以降である。この後も教育振興部が出てくるが、よろしく願います。

それでは、5ページから17ページまでのこども家庭部所管の事業について、ご質問・ご意見等があればお願いしたい。

どうぞ。

高柳委員

詳しく説明していただきありがとうございます。どのような事業を計画して、実際どのように実施してきたのか、どのぐらい実績につながるかということが分かりやすくまとめてあり、とても参考になる。

先ほどの点検・評価との関わりなのだが、教育分野にも書かれているが、例えば、今のご説明の7ページに事業実績ということで、(1)の子育てひろばから(7)の練馬こどもカフェまで、具体的な重点事業が書いてある。その説明も出ているが、これは、先ほどの点検・評価項目の子育て分野の2 子どもの教育・保育の充実の①家庭での子育て支援サービスの充実と対応する。どちらの資料も令和2年度の評価・点検と実績であるので、点検・評価していくときの重要な資料としても活用できるというような考え方でよろしいか。

教育総務課長

今、高柳委員がおっしゃったように、点検・評価に大いに活用できるかと思う。点検・評価は、可能な限り3か年分の推移が分かるようにさせていただくので、そういった面では、今ご説明しているのは令和2年度の部分だけだが、それが、前年度はどうだったのか、更に前々年度はどうだったのかということも分かるかと思う。

以上である。

教育長

よろしいか。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにご質問・ご意見はないか。

坂口委員

先ほど、私が申し上げた事業の内容を知りたいということについて、非常に多くの実例があって、納得がいった。

それで、例えば7ページの(2)外遊びの事業については、私が公園を歩いていると、よくおひさまぴよぴよをやっているというポスターを見かけるのだが、おそらく、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、この資料の事業実績に記載の244回、7か所よりも多く実施されていたのではないかと思っただが、いかがか。

練馬子ども家庭支援センター所長

おひさまぴよぴよについては、こちらに記載があるが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止したところがあるので、事業の回数は、回数としては若干減っている。ただ、

ニーズとしては高いものと考えており、利用人数の減りとしては、回数に比べてあまり減少していないという状況が現状かと認識している。

以上である。

坂口委員

確かに、家に閉じ込められているお母さんや子供が、こういうきっかけがあって外に出られると、本当に救われるかと思う。子供たちが夏に楽しみにしている、乳幼児水遊びの場面も開いているので、この状況でも開いているのかと、非常に驚いた。学校も、先生方のもすごい努力で無事に開いたということであるから、今年度の子供たち相手の事業は、大変な皆様の意欲と理性的な働きの中で実施されたのではないかと改めて思う。この実施件数がきちんと開かれたということ、本当に良かったと思っている。

以上である。

教育長

ありがとう。

ほかにはないか。仲山委員。

仲山委員

14ページの(2)の②都児童相談センターへの区職員派遣についてである。細かいことで恐縮だが、通年で管理職が1人、一般職員が2人ということで、結局3人の職員が行かれていると思うのだが、具体的にはどのような作業がそこで行われているのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

都児童相談センターへの管理職の派遣の状況についてお答えさせていただく。常に派遣されている管理職については、都児童相談センターにおいて、練馬区を担当地区とする担当課長として派遣されている。練馬区の中で児童相談所が対応している事案について、詳細に把握をして、子ども家庭支援センターと連携するような形での対応を図っている。

もう1人の管理職は、児童相談所では毎週、援助方針会議という児童相談所の援助方針を決める会議を行っているが、そちらに月2回、具体的には練馬子ども家庭支援センターの所長が伺って、状況について情報共有させていただき、連携を深めながら対応しているというのが実態である。

以上である。

仲山委員

一般職員の方も行かれているということだが、そちらはどうか。

練馬子ども家庭支援センター所長

一般職員については、1名が都児童相談センターで練馬地区を担当する児童福祉士として働いている。もう1名については、新任の職員が、児童相談所における親子再統合

プログラム等の支援に従事するという形で業務を行っている。
以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

現練馬子ども家庭支援センター所長である橋本所長は6月まで、管理職として都児童相談センターに派遣をされていた方である。6月まで子ども家庭支援センター所長だった今井所長は、現在、交代でこの都児童相談センターに派遣させていただいている。

平成24年度からだと思うが、係長級の職員で、練馬子ども家庭支援センターに配属された職員を、都児童相談センターに1年単位で派遣をしていた。平成28年に児童福祉法が変わり、児童相談所が区でもできるとなって以降は結構応募が多いようだが、それ以前については練馬区だけが派遣をしていたと聞いている。そのため、都児童相談センターから戻ってきて、練馬子ども家庭支援センターで活躍をしていただくというのは、区としては歴史の長いやり方である。その後、管理職を派遣するようになったということである。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにはないか。

中田委員

14ページから15ページの③要支援家庭を対象としたショートステイ事業で、利用人数が述べ211人ということで、主にどのような支援を行ったのかということと、④協力家庭によるショートステイ事業の実施で、登録家庭数が8家庭と記載があるが、里親制度となったのか、その登録する家庭はどのような基準をもって登録ができるのか教えていただきたい。

練馬子ども家庭支援センター所長

1点目のご質問の要支援家庭を対象としたショートステイ事業について、まずお答えさせていただきたいと思う。こちらの支援内容としては、施設等において養育等を行ったり、お子さんの行動観察をさせていただいている。対象となるご家庭の方々については、例えば、長期間お子様と一緒にいると、育児疲れ等でお子様に対して虐待をしまいそうというお母様であるとか、親御さんのレスパイト的な機能であるとか、今申し上げたように、お子さんの特性について生活の中で身につけていただきたい支援等を行い、支援の充実を図っているところである。

続いて2点目の、協力家庭によるショートステイ事業であるが、協力家庭の登録要件

としては何点かあり、1つは、東京都の養育家庭制度の中で、養育家庭、いわゆる里親になっていただいている方や、東京都のフレンドホーム制度事業に基づいてフレンドホーム、具体的には、施設入所中のお子さんが夏休み等長期のお休みの際に、フレンドホームのほうにお預かりいただくような形の制度であるが、そういった資格をお持ちの方、それから、練馬区のファミリーサポート事業で援助会員として登録いただいている方を登録の要件とさせていただき対応しているところである。

以上である。

教育長

よろしいか。

中田委員

それでは、その家庭でそのお子さんを、ご自身の家で預かるということによろしいか。

練馬子ども家庭支援センター所長

中田委員ご指摘のとおりである。

教育長

ほかにないか。

仲山委員

今の中田委員からの質問に関連してなのだが、どのくらいの期間、そこに里親として預かってもらえるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

利用期間についてのご質問かと思う。利用期間については、原則1か月に6泊以内という形で要件を定めさせていただいている。ただ、やむを得ない事情がある場合については、7日を限度に利用期間については変更させていただくように考えている。

以上である。

仲山委員

ありがとう。

教育長

私からも質問である。

協力家庭については、何か謝礼等が用意されているのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

協力家庭の皆様には、ご協力いただいた際、委託料として日額1万2,000円をお支払いする形になる。1泊2日だと2万4,000円の委託料をお支払いするような形と

なっている。
以上である。

教育長

よろしいか。

仲山委員

はい。

教育長

ほかはないか。
それでは、次の18ページ以降の教育分野について説明をお願いします。

学校施設課長 他

資料に基づき説明

教育長

ありがとう。
18ページから、27ページまでが教育分野である。ご意見・ご質問等があればお願いします。

仲山委員

24ページの(1)に地域未来塾と記載があるが、26ページの(2)、最後のところに記載のある、中3勉強会の事業とは全く別組織であるのか。

学校教育支援センター所長

中3勉強会については、生活困窮世帯のお子さんのうちの中学3年生のみを対象にした事業となっており、地域未来塾のほうは、学習の補填をする事業ということで、広くお子さんたちを対象としているものである。

仲山委員

分かった。中3勉強会のスタッフはどういう方が担当しているのか。

学校教育支援センター所長

中3勉強会については、区内7会場で実施をしており、3事業者が受託をして学習指導を行っている。
以上である。

教育長

教育指導課長、何かあるか。

教育指導課長

地域未来塾は、学校によって実施時期が違い、主に平日の放課後や、定期考査前を集中的に行っている学校もあるが、各学校で開いているものである。

中3勉強会は違う場所で開いており、学校は使ってはいない。

教育長

中3勉強会は、元来、福祉部で実施をしていた事業で、生活困窮世帯の生徒が、特に高校受験をするに当たって、塾に通う経済的な負担の軽減のために実施をしていた事業であり、教育委員会の事業として移管をされたものである。そのため、中学3年生が対象で、受験勉強の補充といった趣旨で、生活困窮者の世帯対象である。

中3勉強会は平日の夜間、そして、更に学校でない場所に、他校のお子さんも集まっていたりして実施をしているが、地域未来塾は、学校の事業として執り行っていて、自分の学校の放課後を使っており、開催時間と開催の目的というのが異なっているということである。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにはないか。

中田委員

24ページに記載のある地域未来塾は、実施している学校数が小学校43校、中学校32校ということだが、行われていない学校は人材不足によるものか。それから、同ページの学校安全対策の拡充について、通学路等安全点検を実施している小学校22校というのは、順番に毎年行われるのか、行われる学校と行われない学校があるのか教えてほしい。

教育指導課長

まず、お尋ね1点目の地域未来塾についてだが、75校ということで、全小中学校では、現在まだ実施していない。今後拡充していくつもりではあるが、現在課題となっているのは、中田委員ご指摘のように、人材の確保という点もあるが、地域の方にお任せするというよりも、主に学校の先生方が直接放課後に指導にあたり、専門的な分野で補習をやりたいというお声もあり、開いていない学校がある。こういった現状ではあるけれども、やはり地域との連携強化ということを図る必要もあるので、広げていきたいと考えている。

教育総務課長

学校安全対策の拡充の通学路の安全点検についてである。まず、この事業のきっかけ

であるが、平成30年5月に新潟県新潟市において女子児童が下校中に男に連れ去られて殺害される事件があった。それをきっかけに始まっている。最初の年については、全小学校を1か年で、夏の終わり頃から年内にかけて行った。その翌年からは、小学校を3か年に分けて行っている。毎年行っても街の状況はそう大きく変わるわけではないだろうということで、3分割して行っているところである。ただし、例えば、一昨年行った学校や、昨年行った学校でも、もう一度ここは点検してほしいという学校要望があれば、そこについては点検をしているところである。

点検の内容については、私どもが所管している防犯面、それから、交通安全の面で土木部の参加がある。また関係して、警察等のご参加もいただいて、全員集まって点検を行っている。

教育長

よろしいか。

中田委員

はい。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

では、この資料4について、1ページから総じてご質問等があればお願いしたい。

委員一同

はい。

教育長

それでは、資料4については終了とさせていただきます。

それでは、報告②についてお願いします。

教育指導課長

資料はない。口頭で失礼する。

区立小中学校の9月1日からの授業時間短縮等についてご報告を申し上げます。

練馬区教育委員会では、一昨日、9月1日水曜日から緊急事態宣言解除の日まで、区立小中学校・小中一貫教育校において、一斉の短縮授業を実施する。朝は通常どおりの登校として、午前授業とする。給食をその日に食べて、その後、下校という形を取っている。あわせて、学童クラブなどの実施により、子供の居場所も確保している。

また、感染症への不安から登校を見合わせるという児童・生徒には、放課後の時間を活用して、オンラインによる学習支援やホームルームを実施している。

なお、幼稚園については、登降園の時間が比較的學校より短いため、通常どおりの開園というふうにさせていただいている。

報告は以上である。

教育長

9月1日からであるが、前回の教育委員会定例会時には、国や東京都教育委員会からの通知等がなく、早急に決定をする必要があった。委員の皆様方にはご連絡を申し上げたところである。

本件について、何かあればお願いする。

仲山委員

現在、オンラインで放課後授業を受けている子供たちはどのぐらいいるか。

副参事

昨日、一昨日の状況であるが、新型コロナウイルス感染症への不安から登校していない子供たちというのは、小学校・中学校それぞれ一定数いる。小学校で申し上げますと、およそ5%程度である。40人学級にするとクラスで1人、2人いるかというぐらいである。中学校も3%程度ということで、クラスに1名いるか、いないかというような状況である。そういった子供たちを対象に、オンライン授業等で学習支援をしているという状況である。

以上である。

仲山委員

オンライン授業というのは、対面の子供たちと並行してやると、教師の負担がすごく大変になるのではないかと思っていたのだが、こういう方式があるのだなと、改めて認識した。この方式はいいのではないかと思う。

副参事

教員が確実に一人一人の子供と顔を合わせて、学習の様子、それから生活の様子を把握するために、放課後の時間をきちんと確保して、双方向型のMeetを使って指導に当たれるというところが、非常に今回の特徴と考えている。

以上である。

坂口委員

私も想像してみたが、今の子供たちは、朝学校へ行って、授業を受けて、給食を食べて家に帰り、オンラインでホームルームを行うというような新学期を今、迎えているということになるのか。

副参事

学校に通常どおり登校している子供たちは、1時間目から4時間目まで学校で学習指導、活動を行う。学校に来られない子供たちを対象にしたオンライン授業を別途放課後に実施しているというような状況である。

坂口委員

すまない。ホームルームという形で、オンラインで一斉に、家庭にいる子供たちがつながっているという想像をしていた。授業についてではなくて、給食の後、家に帰ったその後についての質問であったのだが、どうか。

教育指導課長

まず、朝から登校できているお子さんには、通常どおりホームルームを行い、授業も行う。放課後は、今度は新型コロナウイルス感染症への不安や、それ以外の理由で学校に来られないお子さんを対象にホームルームと授業支援を2部構成でやっているというような形になる。これまで、同時進行でというのも方法の1つとしてあったが、やはり、様々な課題があることから、今回、練馬区としては、時間を確実に確保する、そしてその時間を、不安で来られないお子さんたちを対象に授業を展開する、このような仕組みをつくった。

坂口委員

分かった。タブレットが学校内、家庭と、確実に一斉につながるという場面があると本当に生きるのではないかと思ったのだが、それではないのだね。あくまでも不登校の方、登校できなかった方へのオンラインなのだね。分かった。少し私が間違っていて理解していた。

教育長

先ほど仲山委員からもお話があったが、目の前に登校しているお子さんに配慮しながら、画面で見ている子供にも対応するというのはなかなか難しいと私も聞いている。他区において、同時進行でオンライン授業というのが、9月1日から始まっている自治体もあるようだが、実態をお聞きすると、やはり一方的な情報提供であればそうでもないであろうが、相手方の、子供たちの気持ちに寄り添いながらというところが、なかなか難しいと聞いている。何とか今後、そういうやり方は最終目標として行うけれども、着実に、現在、学校に来られないお子さんのフォローから行いたいと思う。

ほかに何かあるか。

高柳委員

よろしいか。

ご説明いただきありがとうございます。前回は新型コロナウイルス感染症が急激に子供の中で拡大しているということで、それぞれの課で、または部署でどのように感染防止の対策をしているかということでお聞きして、いろいろ具体策を教えてくださいました。

今の説明にあった、緊急事態宣言期間中に午前授業にして、家庭によって来られない子をオンラインで支援するということについて、仲山委員が先ほどお話したとおり、大変よい工夫だと思う。やはり全体の授業を対面でやるのとオンラインで分けてやるというのは、非常に理にかなっており、現場としても非常にやりやすく、子供にとっても確実に学習ができるという、大変よい工夫だと思う。

それから、その後、いろいろな報道で、例えば感染拡大、クラスター対策として、抗原検査キットを学校や、幼稚園か保育所にも配布したというようなことや、それから、最近ではPCR検査ができるように各学校に配布するというような、そういった施策も国または都でできていると聞いている。その抗原検査やPCR検査はクラスター拡大を防ぐためには大変よいと思うが、その取扱いがどうなっているのか教えていただきたい。実施者は、養護教諭なのか、誰になるのか、またはどのようにやるのか。感染のおそれのある人を検査するわけであろう。普通、我々が、例えば濃厚接触とか、または感染しているかもしれないときは、医者へ行って専門医から受けるわけであろう。その辺は、国や都はどのようなふうを考えているのか。学校へ一方的に任せて、養護教諭なし、学校の中や幼稚園だけではできないと思うのだが、それでやりなさいということなのか。案としては大変いいと思うが、具体策としてどうやっているのか、その辺の具体的な取扱いというのを教えていただきたい。また、前回お聞きしたのから、感染防止策でということも今考えているということ、今後やっていく予定だということがあれば、それぞれの課で教えていただければありがたいと思う。

以上である。

保健給食課長

まず、国が行っている抗原キットの配布である。こちらについては、総理大臣が記者会見等でもお話しになっているということで、まず、その段階で、総理大臣が80万回分というようなことを言及しているわけだが、実際に国から都を通じて通知が来て、それぞれの学校に今、検査30回分ということで、一応割当てが来ている。これについては、お話にもあったとおり、基本的に、症状が出ている人間にだけ行うということで、無症状の段階で大丈夫かどうかを確認するという趣旨ではない。

また、実施方法については、基本的には受検する本人が綿棒を咽頭部に入れて行うので、それを教員が研修等を受けて、見守るというようなことでお話ししている。おっしゃるとおり、例えば学校の現場で、実際に養護教諭の方がやるということも想定されるわけだが、見守りの際に感染防止策を安全に取らなければいけないということもあるので、実際に実施する際には、なかなかハードルになることもある。ただ、制度として実施されているので、既に学校にこういったものがあるというご紹介はしているけれども、そうした実際のやり方について、詳細を確認していただき、考慮いただいてご希望いただきたいと、現在通知をしているところである。

都が行うPCR検査については、送られてきたキットをご家庭に配付して、家庭で検体の採取をして、郵送で送るというようなシステムになっている。ご家庭に渡すに当たっては、そもそもキットが学校に送られてくるとことや、また、都のPCR検査に関しては、その検査を受けた人間というのは濃厚接触者に当たるという位置づけになるので、検査を受けた段階で、2週間の登校停止であるとか、そういった条件が付随してくるというようなところもある。その辺についてもいろいろ誤解のないように内容を理解していただいた上で、ご希望していただきたいと今通知をしているところである。

また、感染防止の新たな策については、以前もお話ししたけれども、基本的には、これまで行ってきたことの徹底ということが趣旨であるので、そうしたことに関して、

学期の始まる前に、教育長や教育指導課長からそれぞれの学校にオンラインでメッセージを送ったりというようなことも含めて、周知しているところである。

以上である。

子育て支援課長

今のご質問に対して、こども家庭部関連について少し今の状況をご説明させていただきます。

主に教育振興部のほうは文部科学省の所管になるわけであるが、こども家庭部のほうは厚生労働省の所管になっており、同じような形に必ずしもなっていないのが現状である。

先ほどの、抗原検査のキットの話であるが、保育園のほうにはまだ正式な通知が来ていないが、学童クラブのほうに関しては、先日、東京都を通じて調査はあった。ただ、条件が様々ついており、医療機関と連携をして、その確約が取れていないと駄目であるとか、それを扱う人間というのが、医療系の知識があるとか、あるいはその研修をしっかりと受けているとか、そういった条件が付されている。ご案内のように、学童クラブには医療職はいないし、提携している医療機関があるわけでもない中で、なかなかそういった体制を整えている学童クラブがあるというのは、ほぼ考えられないというのがあり、なかなか使いやすい話にはならないということである。これは、養護教諭がいる学校とはやはり違うというところが、分かっただけではないのかということはある。

こういったことに関して、先日、区として東京都に要望をさせていただいている項目の一つとして、12歳未満のワクチンが接種できない子供たちを対象にしている施設においては、大人の側がきちんと予防するということが必要になってくるわけであるし、感染が疑われるような場合には、拡大させないために早く検査をするというようなことが必要であるので、PCR検査等については、学校だけではなく、保育園であったり、学童クラブなどにも対象を広げてほしいといった要望を、区のほうでさせていただいたところである。

以上である。

教育指導課長

お尋ね2点目の、感染予防策の強化についてご案内させていただく。先ほど私どものほうからご案内させていただいたオンライン授業も含めて、今現在、様々な取組を行っているところである。長期休業明けの心のケアはもちろんのこと、実態の把握、それから、子供たちや教職員への感染防止策を徹底していくのだという啓発のポスターも既に配布して、掲示を各学校でしていただいているところである。こういった様々な取組について、整理して、次回教育委員会でご報告させていただきたいと思っている。

以上である。

教育長

よろしいか。

高柳委員

分かった。ありがとう。よろしく願います。

教育長

ほかはないか。

それでは、報告③に移らせていただく。説明をお願いします。

保健給食課長

区立小中学校の移動教室および修学旅行の延期についてである。移動教室・修学旅行ともに、区の考えとして、東京もしくは行く先について緊急事態宣言が発出されている場合には実施はできないというような考えをしている。これに基づいて、これまでも5月、6月、7月と延期をしてきたが、今回9月12日までの緊急事態宣言が現状で出されているので、その実態に鑑み、まず、移動教室・修学旅行ともに、9月25日までの実施分については延期をするということで、それぞれ学校に通知をしている。逆に言えば、9月26日以降の予定については、それを実施するというのが基本的な考え方である。12日にこの緊急事態宣言が仮に解除されたとしても、なかなか、8月末からの感染の状況等を考えると、すぐにこうした校外学習を実施するというのは、保護者の方にも抵抗が大きいというところがあり、9月26日以降の実施を考えているところである。9月26日以降で実施する場合、実態として、例えば、移動教室に関しては、ご案内のとおり少年自然の家を使うということで、当然のことながら、キャパシティーの限界がある。9月26日以降の実施をした場合には、少なくとも6年生に関しては昨年移動教室を実施できなかった学年であるし、また最終学年ということであるため、最優先に移動教室に行かせたいと考え、9月26日以降であれば6年生の日程については確保できるようにこちらのほうで修正案を考えているところである。

5年生の実施に関しては、6年生の必ず全てが実施をするという考え方をすると、6年生は年末になると受験等があり、非常に負担が大きいということもあり、5年生については、申し訳ないが本年度に関しては実施を見送らせていただくと学校にお知らせしたところである。

修学旅行に関しては、それぞれの学校で契約をしている旅行業者と協議をして、9月25日までの分については延期の手続というのもキャンセルということで行っており、それぞれの学校で、代替のものとして、何らかの形で共通の体験ができるような行事をきちんと設定できるようにということをお願いしながら、調整をいただいているところである。

ご報告は以上である。よろしく願います。

教育長

ただいまの件について、何かご質問等あるか。

よろしいか。

④ その他

教育長

それでは、事務局のほうでご用意申し上げた案件は以上であるが、その他として、何か委員の皆様方からあるか。

よろしいか。

それでは、報告は以上となるので、終了する。

- (1) 議案第71号 自己情報の外部提供の中止請求に応じられないとする決定処分に係る審査請求
について

教育長

それでは、議案第71号の審議を行う。この議案第71号については、初めにお諮りしたが、非公開で行わせていただく。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとさせていただきます。傍聴の皆様と、議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いする。

—— 非公開による審議（秘密会） ——

教育長

以上をもって第17回教育委員会定例会を終了する。長時間にわたりありがとうございます。お疲れさま。